



人委第149号

令和2年10月30日

大阪市会議長      ホンダ   リエ   様

大 阪 市 長      松 井   一 郎   様

大阪市人事委員会委員長      西 村   捷 三

## 職員の給与（特別給）に関する報告及び勧告

大阪市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与（特別給）について報告するとともに、あわせてその改定について勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

# 目 次

<b>職員の給与（特別給）に関する報告</b>	1
1 職員の給与と民間の給与	1
1-1 職員の状況	1
1-2 民間の状況（職種別民間給与実態調査）	2
1-3 民間給与との比較（特別給）	3
1-4 給与改定の内容	4
(1) 特別給	4
ア 本年度の期末手当及び勤勉手当	4
イ 令和3年度以降の期末手当及び勤勉手当	5
(2) 月例給	5
1-5 実施時期	5
1-6 その他	5
2 人事院勧告の概要	8
<b>勸 告</b>	9

## 職員の給与（特別給）に関する報告

本委員会は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）に基づき、職員の給与の実態、民間企業従業員の給与、その他職員の給与を決定する諸条件について、継続的に調査研究を行うとともに、地公法に定める情勢適応の原則並びに職務給の原則を踏まえ、職員給与と民間給与との均衡を基本として給与報告・勧告を行っている。

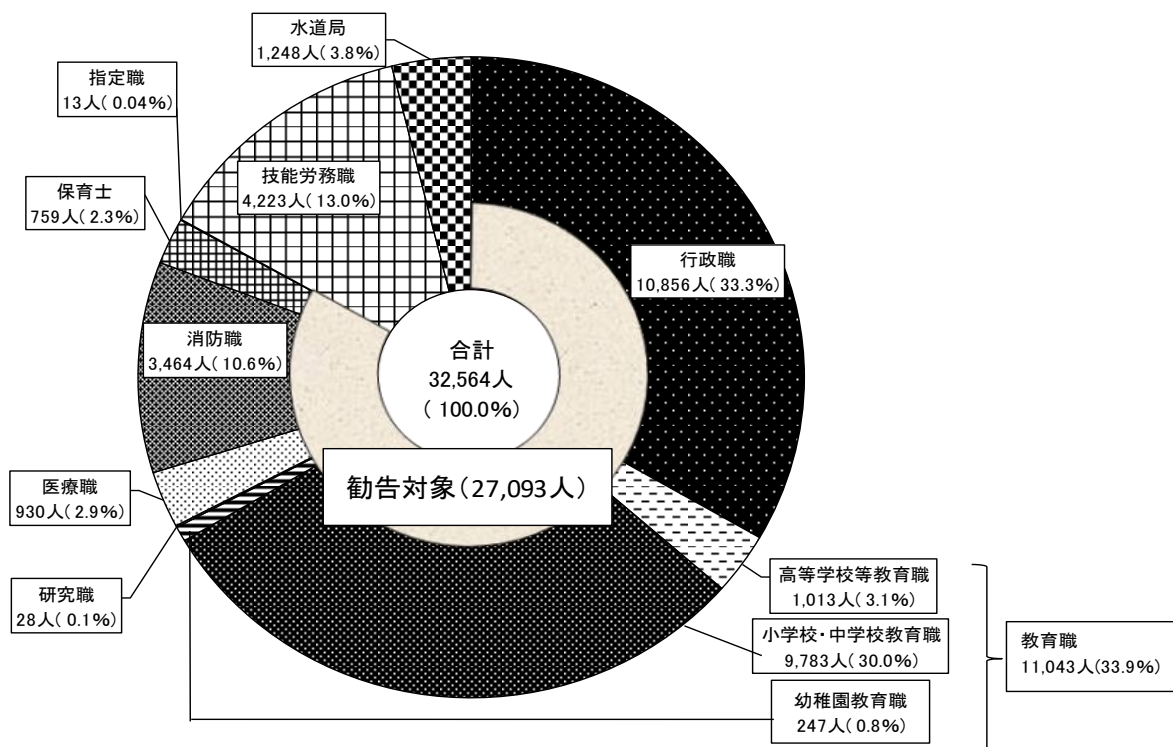
本年の特別給の改定について、以下のとおり申し述べる。

### 1 職員の給与と民間の給与

#### 1-1 職員の状況

本委員会が実施した令和 2 年職員実態調査によると、本年 4 月現在における本市職員数（技能労務職員及び企業職員を除く。）は 27,093 人であり、行政職給料表を適用される職員は 10,856 人、教育職給料表 11,043 人、研究職給料表 28 人、医療職給料表 930 人、消防職給料表 3,464 人、保育士給料表 759 人、指定職給料表 13 人となっている。

#### <本市給料表別人員構成>



このうち民間給与との精確な比較を行っている行政職給料表適用者の給与等の状況は、第1表のとおりである。

第1表 行政職給料表適用者の給与等の状況

項目	内容	項目	内容
給料月額	319,613円 (319,071円)	人員	10,856人
		平均年齢	43.0歳
扶養手当	9,899円	平均勤続年数	20.4年
管理職手当	7,322円 (7,205円)	平均扶養親族	1.0人
		学歴別 構成比 (最終学歴)	大学卒
短大卒	4.8%		
高校卒	47.7%		
中学卒	—%		
地域手当	53,910円		
住居手当	6,832円		
初任給調整手当	—円		
単身赴任手当	97円		
平均給与月額	397,673円 (397,014円)		

(注) 1 ( )内は、給料及び管理職手当の減額措置実施後の額である。

2 給与減額措置として、給料月額(局長級▲6.5%、部長級▲4.5%)及び管理職手当(局長級・部長級▲5%)の減額が実施されている。

## 1-2 民間の状況(職種別民間給与実態調査)

本委員会は、人事院及び大阪府人事委員会等と共同で、大阪市内における企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した422事業所を対象に「令和2年職種別民間給与実態調査(以下「民間給与調査」という。)」を実施した。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象事業所から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査が可能な特別給等に関する調査を6月29日から先行して実施することとした。なお、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、調査員に感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日までの期間で実施することとした。

先行調査では、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査するとともに、民間企業における給与改定の状況等を調査し、調査対象事業所のうち326事業所において調査を完了した。

本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、企業活動に多大なる影響が生じている中、過去に例のない二段階での調査となったが、調査対象事業所からの格段のご理解とご協力を得て、特別給等に関する調査の完了率は本市では79.1%と、前年（本市では80.5%）と同程度の完了率を確保することができた。よって、当該調査結果は、広く民間事業所の特別給の状況を反映したものであると考える。

企業規模別の調査対象事業所（母集団）及び調査事業所数の状況は第2表のとおりであり、産業別及び企業規模別調査事業所数の状況は参考資料1のとおりである。

第2表 企業規模別調査対象事業所（母集団）及び調査事業所数の状況

	全規模	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000～ 2,999人	3,000人 以上
調査対象事業所（母集団）	事業所 2,789 (100%)	事業所 282 (10.1%)	事業所 412 (14.8%)	事業所 262 (9.4%)	事業所 349 (12.5%)	事業所 436 (15.6%)	事業所 524 (18.8%)	事業所 524 (18.8%)
調査事業所	326 (100%)	30 (9.2%)	49 (15.0%)	30 (9.2%)	39 (12.0%)	47 (14.4%)	63 (19.3%)	68 (20.9%)

(注) ( )内は、全規模を100%とした構成割合である。

### 1-3 民間給与との比較（特別給）

本委員会において、比較対象企業規模を50人以上、比較対象産業を全産業として、公民の特別給の比較を行った。民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較したところ、本年の民間給与調査における特別給の支給状況については第3表のとおりで、昨年8月から本年7月までの1年間に支払われたものが所定内給与月額額の4.43月分に相当しており、本市職員の年間支給月数4.50月を0.07月分下回っている。なお、民間における特別給の支給状況は、参考資料2のとおりである。

第3表 民間の特別給の支給状況

項 目	特別給の支給割合
下半期（令和元年8月から令和2年1月まで）	2.16月分
上半期（令和2年2月から令和2年7月まで）	2.27月分
計	4.43月分

※特別給の支給割合は、公務員の人員構成に合わせて求めている。

## 1-4 給与改定の内容

### (1) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給月数を算出し、本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を勧告している。

本年の民間事業所で支払われた特別給は年間で所定内給与月額額の4.43月分に相当しており、民間の特別給との均衡を図るため、本市職員の年間平均支給月数4.50月分を0.05月分引下げ、4.45月分とする必要がある。

引下げに当たっては、民間における考課査定分の支給状況（参考資料3 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況）等を踏まえ、人事院勧告に準じ、期末手当から差し引くことが適当であると考えます。

なお、再任用職員については、国との均衡を考慮し、改定する必要はないと判断する。

### ア 本年度の期末手当及び勤勉手当

本年12月に支給される期末手当及び勤勉手当について、次のとおり改定する必要がある。

（令和2年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数） （単位：月）

	期末手当	勤勉手当	合計
課長級以上	1.050	1.150	2.200
課長代理級以下	1.250	0.950	2.200
指定職職員	0.650	1.000	1.650
特定任期付職員	1.650	—	1.650

## イ 令和3年度以降の期末手当及び勤勉手当

令和3年6月期以降に支給される期末手当及び勤勉手当については、次のとおり改定する必要がある。

(令和3年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数)

(単位：月)

	6月期			12月期			年間		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
課長級以上	1.075	1.150	2.225	1.075	1.150	2.225	2.150	2.300	4.450
課長代理級以下	1.275	0.950	2.225	1.275	0.950	2.225	2.550	1.900	4.450
指定職職員	0.675	1.000	1.675	0.675	1.000	1.675	1.350	2.000	3.350
特定任期付職員	1.675	—	1.675	1.675	—	1.675	3.350	—	3.350

## (2) 月例給

本年の月例給については、特別給と同様、人事院勧告を踏まえ、別途必要な報告及び勧告を行うこととする。

### 1-5 実施時期

本年度の特別給の改定については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施する必要がある。

令和3年度以降の特別給の改定については、令和3年4月1日から実施する必要がある。

### 1-6 その他

各種給与調査結果等の報告及び人事管理制度・給与制度等の課題に関する意見については、月例給に係る給与報告・勧告の際に申し述べてまいりたい。

参考資料1 産業別・企業規模別調査事業所数

(単位：事業所)

企業規模 産業	調査対象 事業所	調査事業所							
		全規模	人 50 ～ 99	人 100 ～ 199	人 200 ～ 299	人 300 ～ 499	人 500 ～ 999	人 1,000 ～ 2,999	人 3,000 以上
産業計	2,789	326	30	49	30	39	47	63	68
農業、林業、漁業	2	1	0	0	1	0	0	0	0
鉱業、採石業、 砂利採取業、 建設業	261	27	6	3	1	2	5	5	5
製造業	666	90	6	14	10	11	8	21	20
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	604	66	6	12	5	4	13	17	9
卸売業、小売業	436	62	5	8	6	14	12	12	5
金融業、保険業、 不動産業、 物品賃貸業	250	19	0	1	2	3	1	2	10
教育、学習支援業、 医療、福祉、 サービス業	570	61	7	11	5	5	8	6	19

- (注) 1. 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が10事業所、調査不能の事業所が86事業所あった。
2. 調査する事業所として抽出した422事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した10事業所を除いた412事業所に占める調査完了した326事業所の割合(調査完了率)は、79.1%である。
3. 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。



参考資料2 民間における特別給の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
			円	円
平均所定内 給与月額	下半期 (A 1)		383,550	281,973
	上半期 (A 2)		384,959	274,472
特別給の支給額	下半期 (B 1)		845,428	490,217
	上半期 (B 2)		893,312	467,095
特別給の 支給割合	下半期 (B 1/A 1)		2.20	1.74
	上半期 (B 2/A 2)		2.32	1.70

参考資料3 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模	区分	係員		課長級		部長級 (非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計		54.0	46.0	47.9	52.1	46.3	53.7
500人以上		53.6	46.4	46.5	53.5	45.5	54.5
100人以上 500人未満		53.0	47.0	46.5	53.5	44.7	55.3
50人以上 100人未満		60.0	40.0	59.4	40.6	56.0	44.0

## 2 人事院勧告の概要

### 給与勧告の骨子

#### ○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

#### II ボーナスの改定等

##### 1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）  
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.50月）

##### 2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

##### 3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳 [対前年 △2,255円、△0.2歳]

# 勧 告

本委員会は、次の措置をとられるよう勧告します。

## 1 改定の内容

特別給について、民間における支給状況及び人事院が勧告した措置等を勘案のうえ、職員の給与（特別給）に関する報告1－4で述べた内容を踏まえ、改定すること。

## 2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、令和3年度以降の期末手当については、令和3年4月1日から実施すること。